

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

人事委員会

- 人事委員会規則九一八（職員の分限に関する規則）の一部を改正する規則 一
- 人事委員会規則一一一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則 一
- 人事委員会規則一一二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則 一
- 人事委員会規則一二一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則 三
- 労働委員会
- 宮城県労働委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 四
- 宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令 四

人事委員会

人事委員会規則九一八（職員の分限に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則九一八―一

人事委員会規則九一八（職員の分限に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の分限に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第五十一号）に基づき、人事委員会規則九一八（職員の分限に関する規則）の一部を次のように改正する。

ページ

第一条中「第六条」を「第七条」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則一一一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則一一一―四十五

人事委員会規則一一一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則一一一（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「局長」の下に「オリンピック・パラリンピック大会推進局長」を加え、「私学文書課」を「県政情報・文書課」に改める。

別表第二教育事務所の項中

「所長 地域事務所所長 副参事、
地域事務所副参事、次長及び地域
事務所次長（職員の人事を担当す
る職に限る。）」を

「所長 副参事及び次長（職員の人
一事を担当する職に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則一一二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月三十日

宮城県人事委員会

委員長 小 川 竹 男

○人事委員会規則一一二―六十九

人事委員会規則一一二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

会	農業委員	監査委員	選挙管理委員会	教育委員		
	事務局	事務局	事務局	公民館、図書館	幼稚園	支局、支所
	事務局長	事務局長	事務局長	館長 室長	園長	支局長 支所長
						部長 参事 課長 室長

別表第一大郷町の項中「会計管理者」を「参事 会計管理者」に改め、同表美里町の項中

本庁	総合支所	保育園	子育て支援センター	農村環境改善センター
課長	課長	園長	所長	館長

公民館	館長
-----	----

本庁	保育園	保育所	子育て支援センター
課長 室長	園長	所長	所長

幼稚園	園長
-----	----

める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

人事委員会規則十二―一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県人事委員会

委員 長 小 川 竹 男

○人事委員会規則十二―一―二十二

人事委員会規則十二―一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年宮城県条例第六十三号）に基づき、人事委員会規則十二―一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一公益財団法人東北自治研修所（昭和三十九年三月十日に財団法人東北自治研修所という名称で設立された法人をいう。）の項中「（昭和三十九年三月十日に財団法人東北自治研修所という名称で設立された法人をいう。）」を削り、同表公益財団法人宮城県体育協会（昭和四十六年八月十三日に財団法人宮城県体育協会という名称で設立された法人をいう。）の項を削り、同表公益財団法人みやぎ産業振興機構（昭和二十九年四月一日に財団法人宮城県工業振興協会という名称で設立された法人をいう。）の項中「（昭和二十九年四月一日に財団法人宮城県工業振興協会という名称で設立された法人をいう。）」を削り、同項の次に次のように加える。

公益財団法人宮城県スポーツ協会

宮城県利府町

別表第一公益社団法人宮城県建設センター（昭和四十三年五月一日に社団法人宮城県建設コンサルタントという名称で設立された法人をいう。）の項中「（昭和四十三年五月一日に社団法人宮城県建設コンサルタントという名称で設立された法人をいう。）」を削り、同表一般社団法人宮城県林業公社（昭和四十一年六月二十三日に社団法人宮城県林業公社という名称で設立された法人をいう。）の項中「（昭和四十一年六月二十三日に社団法人宮城県林業公社という名称で設立された法人をいう。）」を削り、同表公益社団法人みやぎ農業振興公社（昭和四十五年十二月十一日に社団法人宮城県農地管理公社という名称で設立された法人をいう。）の項中「（昭和四十五年十二月十一日に社団法人宮城県農地管理公社という名称で設立された法人をいう。）」を削る。

別表第二公益社団法人宮城県国際経済振興協会（平成四年十月二十三日に社団法人宮城県国際経済振興協会という名称で設立された法人をいう。）の項中「（平成四年十月二十三日に社団法人宮城県国際経済振興協会という名称で設立された法人をいう。）」を削り、同項の前に次のように加える。

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

東京都港区

別表第二一般社団法人地方税電子化協議会（平成十八年四月一日に社団法人地方税電子化協議会という名称で設立された法人をいう。）の項を次のように改める。

一般社団法人東北観光推進機構

仙台市

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

労働委員会

○宮城県労働委員会訓令甲第一号

宮城県労働委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県労働委員会

会 長 水 野 紀 子

宮城県労働委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮城県労働委員会事務決裁規程（平成元年宮城県労働委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「訓令は、」の下に「労働委員会、」を加える。

別表事務局長の専決事項の項第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同表課長の専決事項の項第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第六号口中「公益委員会議の決定」を「労働争議調整開始」に改め、同号ハ中「委員会月別概況」を「労働争議の調整経過及び結果」に改め、同号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号及び第九号を削る。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

○宮城県労働委員会訓令甲第二号

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

宮城県労働委員会

会 長 水 野 紀 子

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県労働委員会事務局文書取扱規程（平成十七年宮城県労働委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「総務議事班長」を「審査班長」に改める。

第十五条第一項中「私学文書課」を「県政情報・文書課」に、「私学文書課長」を「県政情報・文書課長」に改める。

第十六条第一項中「私学文書課」を「県政情報・文書課」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。